

# 監査結果報告書

---

令和3年度（2021年度）No.4

---

定期監査（下期）  
公の施設の指定管理者監査  
出資団体監査

旭川市監査委員

旭 監 第 7 9 号  
令和4年3月31日

旭 川 市 長	今 津 寛 介 様
旭 川 市 議 会 議 長	中 川 明 雄 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長	黒 蕨 真 一 様
旭 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	白 井 暢 明 様

旭 川 市 監 査 委 員	田 澤 清 一
旭 川 市 監 査 委 員	坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員	上 村 有 史
旭 川 市 監 査 委 員	高 花 詠 子

### 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象	1
(1) 対象事務	1
(2) 対象部局及び対象期間	1
2 監査の着眼点	2
3 監査の実施内容	2
(1) 実施期間	2
(2) 実施方法	2
4 監査の結果	3

## 第 2 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象等	8
2 監査の着眼点	8
3 監査の実施内容	9
(1) 実施期間	9
(2) 実施方法	9
4 監査の結果	9

## 第 3 出資団体監査

1 監査の対象等	11
2 監査の着眼点	11
3 監査の実施内容	12
(1) 実施期間	12
(2) 実施方法	12
4 監査の結果	12
(資料) 1 監査対象団体の概要	14
2 損益計算書	16
3 貸借対照表	17

## 第 1 定期監査（財務監査）

### 1 監査の対象

#### (1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- ア 収入に関する事務のうち、現金取扱事務
- イ 支出に関する事務のうち、委託料に関する事務
- ウ 契約に関する事務のうち、委託料に関する事務

#### (2) 対象部局及び対象期間

対象部局	委託料に関する事務	現金取扱事務	対象期間
総合政策部	○	—	令和3年 4月1日 ～ 令和3年 10月31日
総務部	○	—	
防災安全部	○	—	
税務部	○	—	
市民生活部	○	○ (西神楽支所)	
保健所	○ ※	—	
環境部	○	—	
観光スポーツ交流部	○	—	
農政部	○	—	
建築部	○	—	
社会教育部	○	—	
選挙管理委員会事務局	○	—	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

※ 新型コロナウイルス感染症対策担当に係るものに限る。

## 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### (1) 委託料に関する事務

- ア 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- イ 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
- ウ 入札の方法及び手続は適正に行われているか。
- エ 随意契約による場合、その理由は適正か。また、原則として複数の者から見積書を徴しているか。
- オ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など、契約の内容は適切か。
- カ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- キ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
- ク 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

### (2) 現金取扱事務

- ア 現金と領収書等の証拠書類や現金出納簿等の出納関係帳簿は一致しているか。
- イ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
- ウ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
- エ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々、出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- オ 領収書を発行しない収納金の確認は適正に行われているか。
- カ 現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。
- キ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- ク 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- ケ 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。
- コ 金額確認は2人以上の体制で実施しているか。

## 3 監査の実施内容

### (1) 実施期間

令和3年12月1日から令和4年3月18日まで

### (2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

## 4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、収入及び支出に関する事務は適正に処理されていると認められたが、契約に関する事務について、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

なお、今年度は委託料に関する事務を重点項目として監査を実施したところであるが、委託料の積算に当たり、数量誤りなどで過大に算定したものや明確な根拠のない数値を用いていたもの、適切な再委託の承諾手続を怠っていたものなどがあった。また、開札の際、入札者が立ち会わないときは、法令上、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならないが、制度の趣旨を理解していないものがあった。

適正な事務執行に向けた取組として、これまでの定期査察では、全庁統一的に項目が示され、事務点検等が実施されてきたが、内部統制制度の導入に伴い、リスクの識別や対応は、一義的には各課に委ねられる。今後は、事務の効率化も視野に入れながら、制度の実効性を高める仕組みや手法を引き続き検討するとともに、監査結果等も十分に活用し、適切かつ厳正な事務執行に努められたい。

### 総 合 政 策 部

特に指摘事項なし。

### 総 務 部

#### ○ 指摘事項

##### (1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

##### (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 新庁舎テレビ電波障害対策（アンテナ対応）業務委託において、積算に当たり参考見積書から金額の転記を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。  
なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

（庁舎建設課）

○ 意見・要望事項

- ① 施設清掃業務委託において、積算に当たり設定した歩掛係数の根拠が不明確なものが複数見受けられ、積算金額の妥当性を判断できない状況となっていたことから、積算の基礎となる数値の設定に当たっては、その根拠を明確にし、客観的かつ適正な算定となるよう努められたい。

防 災 安 全 部

特に指摘事項なし。

税 務 部

特に指摘事項なし。

市 民 生 活 部

特に指摘事項なし。

保 健 所

特に指摘事項なし。

環 境 部

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 一般廃棄物排出量予測等調査業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、調査日数を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。  
なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(廃棄物政策課)

- ② 入札の開札に当たって入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならないとされているにもかかわらず、郵便入札の開札において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせていなかった。

(環境指導課)

### 観光スポーツ交流部

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (2) 契約に関する事務  
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 予定価格の積算において、積算の根拠となる単価や調整率の資料が添付されていないため積算金額の妥当性の判断ができないものが見受けられた。  
積算金額は予定価格の基礎となるものであり、適正な算定に努めるとともに、必要な資料を添付し、決裁過程でその妥当性が判断できるよう努められたい。

### 農 政 部

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 入札の開札に当たって入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならないとされているにもかかわらず、郵便入札の開札において、当該入札に関係のある職員を立会人としていた。(農林整備課)

○ 意見・要望事項

① 鳥獣残滓収集業務委託において、理由や根拠を明記せずに積算単価100円未満の端数調整を行っているものがあるが、単価は積算金額に直接影響を及ぼすものであるため、合理的な理由や根拠に基づき、その必要性を慎重に判断されたい。

② 平成30年度定期監査において、指名競争入札の根拠について改善の検討が求められ、措置が講じられたと回答があったにもかかわらず、同じ状態が引き続き繰り返されていたものが複数あった。

職員一人一人が監査の指摘等を再確認するとともに、事務誤りの発生に対しては、決裁過程でチェック機能が十分に働くよう徹底されたい。

建 築 部

特に指摘事項なし。

社 会 教 育 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

① 大雪クリスタルホール外3施設消防用設備等点検業務委託において、再委託の承諾を得ていない者が業務を行っていた。(社会教育課)

② 大雪クリスタルホール清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、労務数量の計算を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(文化振興課)

[検討を要するもの]

- ① 旭川市公会堂清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、労務数量に明確な根拠のない数値を用いるなど、積算金額の合理性が確認できない状況となっていたことから、積算方法の見直しを検討されたい。

(文化振興課)

○ 意見・要望事項

- ① 大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務委託において、公募型プロポーザル方式により行った受託者の選定手続に関し、業務実績など確認事項として提示した内容が不足していたことや選定後の準備期間が十分確保されていなかったことなどについて検証が行われた。しかし、その後も現在の受託者に関し調査が必要な事項が生じていることから、当該受託者が引き続き業務を履行することの妥当性について速やかに検証し、善後策を講じられたい。
- ② 委託料に関する締結伺起案において、契約書と仕様書の内容が一部異なっていたものや、締結時に契約保証金免除を決定する契約で、免除の根拠を記載していないものなどが見受けられたため、決裁時に確認を要する項目を明示するなど組織として効率的かつ効果的なチェック体制を強化するよう取り組まれたい。

**選挙管理委員会事務局**

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旭川市長選挙、旭川市議会議員補欠選挙及び北海道議会議員補欠選挙に伴う開票所の設営及び撤収業務委託において、一者特命随意契約で執行予定金額が50万円を超える場合には、選挙管理委員会事務局競争入札等選考委員会の審議対象とされているにもかかわらず、その審議を経ないで事業者を選定していた。

## 第 2 公の施設の指定管理者監査

### 1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、公の施設の指定管理を行っている団体のうち、担当部に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対象団体	特定非営利活動法人 旭川文学資料友の会
対象施設	井上靖記念館
監査の対象事務	令和2年度における施設管理に係る出納その他の事務
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
委託金額	令和2年度 22,767,000円
所管部局	社会教育部
利用料金制	適用なし

### 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 団体関係

- ア 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。  
また、点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。
- オ 条例に基づき使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。
- カ 行政財産の目的外使用許可等、市長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ク 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ケ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- コ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との

会計区分は明確になっているか。

サ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備，記帳は適正になされているか。また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。

(2) 所管部局関係

ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は，法，条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は適正，公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

エ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定，支出の方法，時期，手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め，調査し，又は指示を行っているか。

ク 本来，市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。又は指定管理者の費用で実施させていないか。

ケ 指定管理者制度の採用により，効率的な管理，運営を図られ，利用促進が働くものとなっているか。

### 3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和3年12月1日から令和4年3月18日まで

(2) 実施方法

対象施設の所管部局及び対象団体から提出された資料に基づき，公の施設の管理に係る事務事業の実施状況を聴取し，主に指定の手続から当年度の事業報告書の点検に至るまでの事務が適正に執行されているかどうかについて，監査の着眼点を踏まえ，試査による関係帳簿及び書類の照合，関係職員への質問，実査等，必要な方法を取り監査を実施した。

### 4 監査の結果

公の施設の管理に係る事務について監査した結果，次のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも公の施設の管理に当たっては，指摘等を受けたことに十分留意しながら，より適正な管理に努められたい。

## 特定非営利活動法人 旭川文学資料友の会

### ○ 指摘事項

#### (1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 時間外手当の支給に当たり、給与規程に定める端数処理を行わなかったため、3件1,891円が過少による未払い、また、1件387円が過払いとなっていた。
- ② 欠勤日数の算定誤りにより、2月分の給与に過払いがあった。

[検討を要するもの]

- ① 会計処理において、会計規程と種類の異なる伝票を用いて処理が行われていたことから、規程に沿った事務処理を検討されたい。
- ② 当法人の事務局員について、指定管理業務以外の法人の業務に従事しているにもかかわらず、人件費を指定管理業務の事業費から全額支出していたことから、経費の合理的な基準を定めた上で案分による費用計上を検討されたい。

#### (2) 所管部局（社会教育部）に関する事項

特に指摘事項なし。

### ○ 意見・要望事項

#### (1) 所管部局（社会教育部）に関する事項

- ① 基本協定書において、旭川市と旭川市教育委員会の表記が混在していることから、両者の関係性を明確にし、整合性を図られたい。
- ② 毎年度の事業終了後に提出される収支報告書として、当法人の決算資料である収支状況報告書が提出されているが、正式な様式例である「指定管理業務に係る収支決算書」に準拠していないため、法人事務局員の人件費の区分経理や、既に市に帰属済みとなっている物品の減価償却費の取扱いに課題が生じていることから、収支報告に当たり、提出書類の改善について指導されたい。

## 第 3 出 資 団 体 監 査

### 1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が資本金等の4分の1以上の出資を行っている6団体の中から過去の監査の実施状況を踏まえ、前回の平成29年度実施から一定の期間を経ている次の団体に決定した。

対 象 団 体	株式会社 旭川振興公社
資 本 金 等	10,000千円
市 出 資 額	7,000千円（市出資割合70.0%）
所 管 部 局	総務部

### 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 団体関係

- ア 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- イ 団体が一般財団法人となっている場合、出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。
- ウ 経営成績及び財政状態は良好か。
- エ 経済性、効率性、透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。
- オ 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。それらの諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- カ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- キ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ク 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ケ 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。
- コ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- サ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- シ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

ス 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

(2) 所管部局関係

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

ウ 出資金等の支出手続は適正か。

エ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

オ 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

カ 有価証券の保管は良好か。

キ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

ク 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。

### 3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和3年12月1日から令和4年3月18日まで

(2) 実施方法

資本金等を出資した所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

### 4 監査の結果

団体の事業に係る出納その他の事務について監査した結果、次のとおり事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

今後とも指摘等を受けたことに十分留意するとともに、設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

株式会社 旭川振興公社

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

① 財務諸表において、繰延税金資産は投資その他の資産として表示すべきところ、翌期に解消される見込みの一時差異に係るものについて、流動資産として表示していた。

② 固定資産について、廃棄された什器備品があるにもかかわらず、除却に伴う会計処理が行われていなかった。

(2) 所管部局（総務部）に関する事項

特に指摘事項なし。

## 株式会社旭川振興公社の概要

### 1 設立目的及び事業内容

#### (1) 設立目的

公共のため必要とする不動産の取得及び売却並びにあっせん、駐車場、スキーリフト等公共事業の経営のほか、市の委託を受けた事業を執行し、都市機能の維持増進と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### (2) 事業内容

##### ア 直営事業

- (ア) 本社（不動産の販売，叢書，図面及び旭山動物園グッズの販売）
- (イ) 建物賃貸（振興公社ビル，大雪アリーナ，緑が丘店舗，旭山動物園東門）
- (ウ) 直営駐車場（8条路上駐車場）
- (エ) 伊ノ沢スキー場ロープトウ事業の運営
- (オ) 旭山雪の村事業の運営
- (カ) 旭川廃棄物処理センターの運営
- (キ) 旭山動物園東門レストランの運営
- (ク) プロ野球公式戦開催の業務協力

##### イ 受託事業

- (ア) 指定管理者制度に係る業務受託
  - ・ 大雪アリーナの管理業務及び売店・貸スケート等付帯事業の運営
  - ・ ときわ市民ホール及び勤労者福祉総合センターの管理運営
  - ・ 7条駐車場の管理業務
  - ・ 忠和テニスコートの管理業務及び売店等付帯事業の運営
  - ・ 柔道場の管理業務
  - ・ 東部スケートリンクの造成，管理運営業務及び貸スケート等付帯事業の運営
- (イ) 一般の業務受託
  - ・ 振興公社ビルの管理運営
  - ・ 最終処分場の管理運営
  - ・ 花咲スケートリンクの造成，管理業務及び貸スケート等付帯事業の運営
  - ・ 刈払機貸出業務
  - ・ 違反広告物除却等業務
  - ・ 富沢クロスカントリースキーコースの圧雪及び管理棟の管理業務
  - ・ 北彩都あさひかわ冬期イベント開催業務

### 2 団体資本金

10,000,000円（うち旭川市出資7,000,000円 出資率70.0%）

### 3 役職員数（令和3年3月31日現在）

取締役9人，監査役2人，職員133人（うち嘱託職員42人，臨時職員37人，パートタイマー17人を含む。）

4 令和2年度の事業実績

(単位:千円)

事業及び事業内容		売上高	
直 営 事 業	土地販売及び賃貸事業	不動産の取得・売却及び賃貸	6,226
	大雪アリーナ事業	建物賃貸等	189,234
	振興公社ビル事業	建物賃貸等	103,169
	緑が丘店舗事業	建物賃貸	3,880
	旭山動物園東門事業	建物賃貸等	52,191
	駐車場事業	(8条路上駐車場)	6,330
	スキーリフト事業	(伊ノ沢スキー場他)	6,114
	雪の村事業	旭山雪の村運営	4,686
	廃棄物処理事業	(旭川廃棄物処理センター)	447,594
	凶面販売・販売品事業	凶面・旭山動物園グッズ・旭川叢書販売他	18,075
受 託 事 業	ときわホール事業	指定管理者・業務受託	104,856
	7条駐車場事業	指定管理者	20,940
	違反広告物除却等事業	業務受託	1,190
	忠和テニスコート事業	指定管理者	8,644
	スケートリンク事業	指定管理者(東部スケートリンク)、業務受託 (花咲スケートリンク・駅前スケートリンク)	28,925
	柔道場事業	指定管理者	1,588
	旭川市廃棄物処分場事業	業務受託	127,884
合 計		1,131,526	

<資料2>

## 損益計算書

自 令和2年4月 1日  
至 令和3年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
【 売 上 高 】		
売 却 土 地	2,049,700	
業 務 受 託 収 入	156,337,182	
受 取 地 代	4,176,797	
貸 貸 共 益 費 収 入	159,239,956	
大 雪 ア リ ー ナ 収 入	189,233,896	
駐 車 場 収 入	6,330,177	
と き わ ホ ー ル 収 入	104,650,944	
ス キ ー リ フ ト 収 入	1,584,322	
ス ケ ー ト リ ン ク 収 入	28,925,342	
雪 の 村 収 入	4,686,074	
忠 和 テ ニ ス コ ー ト 収 入	8,643,644	
廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー 収 入	447,524,486	
販 売 品 売 上	18,065,500	
図 面 売 上	78,720	1,131,526,740
【 売 上 原 価 】		
販 売 品 売 上 原 価	13,515,017	
図 面 売 上 原 価	26,250	
食 堂 ・ 売 店 原 価	6,902,879	20,444,146
売 上 総 利 益		1,111,082,594
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	825,421,098	
減 価 償 却 費	256,458,290	
ソ フ ト ウ ェ ア 償 却	967,538	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	626,825	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	110,647	
貸 倒 損 失	21,613	
退 職 給 付 費 用	27,339,549	
特 定 災 害 防 止 費 用	34,990,000	1,145,935,560
営 業 利 益		▲ 34,852,966
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	844,986	
雑 収 入	39,537,851	
災 害 防 止 費 用 戻 益	42,678,683	83,061,520
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	18,951,378	
長 期 前 払 費 用 償 却 費	10,166,549	
雑 損 失	219,044	29,336,971
経 常 利 益		18,871,583
【 特 別 利 益 】		
貸 倒 引 当 金 戻 益	155,326	155,326
【 特 別 損 失 】		
固 定 資 産 除 却 損	2,778,814	2,778,814
税 引 前 当 期 純 利 益		16,248,095
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		12,601,481
法 人 税 等 調 整 額		▲ 7,730,061
当 期 純 利 益		11,376,675

注)本表は、当会社の決算書から抜粋したものである。

<資料3>

## 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 1,602,469,704 】	【流動負債】	【 1,719,890,968 】
現金及び預金	474,181,223	短期借入金	1,390,000,000
売掛金	568,231	一年以内返済長期借入金	152,109,500
販売用土地	998,090,199	リース債務	16,480,884
販売品	56,071,609	未払金	53,075,283
凶面販売品	8,390	未払法人税等	5,709,400
受託販売品	166,120	未払消費税等	59,203,500
貯蔵品	11,258,407	前受金	1,442,043
前払費用	1,881,533	預り金	2,278,035
未収金	54,920,321	保証金	25,270,816
立替金	1,432	賞与引当金	14,321,507
繰延税金資産	5,432,886	【固定負債】	【 2,018,558,164 】
貸倒引当金	▲ 110,647	長期借入金	986,974,000
【固定資産】	【 3,242,922,017 】	別途借入金	932,599,026
(有形固定資産)	( 2,969,324,842 )	リース債務	22,277,783
建物	1,454,703,106	敷金	6,351,300
建物附属設備	32,282,143	退職給付引当金	70,356,055
構築物	764,566,917	負債合計	3,738,449,132
車両及び運搬具	5,694,592	純資産の部	
機械装置	275,918,667	【株主資本】	【 1,106,942,589 】
什器備品	18,494,652	資本金	10,000,000
土地	384,639,391	(利益剰余金)	( 1,096,942,589 )
リース資産	33,025,374	利益準備金	2,000
(無形固定資産)	( 4,063,198 )	その他利益剰余金	1,096,940,589
電話加入権	805,031	退職積立金	4,000,000
ソフトウェア	3,258,167	別途積立金	350,000,000
(投資等その他の資産)	( 269,533,977 )	繰越利益剰余金	742,940,589
投資有価証券	37,200,028		
出資金	50,000		
長期未収金	1,855,630		
貸倒引当金	▲ 1,490,068		
長期貸付金	201,244		
供託金	9,984,000		
保険積立金	30,274,723		
預託金	173,960		
敷金	1,663,920		
繰延税金資産	24,575,803		
長期前払費用	165,044,737	純資産合計	1,106,942,589
資産合計	4,845,391,721	負債及び純資産合計	4,845,391,721

注)本表は、当会社の決算書から抜粋したものである。